

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

自転車駐車場に利用料金制度を導入するため。

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 2
年伊丹市条例第 号）

伊丹市自転車駐車場条例（昭和 5 8 年伊丹市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「利用料金等」に改め，同条第 1 項中「別表に定める一時駐車料以内の額で規則に定める駐車料」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として，別表に定める一時利用料金以内の額であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に，「市に」を「指定管理者に」に改め，同条第 2 項中「駐車料」を「利用料金」に改め，同条に次の 1 項を加える。

3 市長は，利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第 8 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め，「規則で定めるところにより」を削り，同条第 3 項中「定期駐車料」を「定期利用料金」に，「規則に定める駐車料」を「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に，「市」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め，「規則で定めるところにより」を削り，同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に，「駐車料」を「利用料金」に，「1 割以内の」を「1 割以内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める」に改め，同条第 3 項中「駐車料」を「利用料金」に，「市」を「指定管理者」に改める。

第 9 条の 2 中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 10 条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め，同条中「市長」を「指定管理者」に，「ところ」を「基準」に，「駐車料」を「利用料金」に改める。

第 11 条の見出し中「駐車料」を「利用料金」に改め，同条第 1 項中「駐車料」を「利用料金」に改め，同項ただし書を次のように改める。

ただし，回数駐車券または定期駐車券に係る既納の利用料金に

ついて、指定管理者は規則で定める基準により、その全部または一部を返還することができる。

第11条第2項を削る。

第11条の2及び第11条の3を削る。

第13条中「の各号」を削る。

第20条第1号中「第14条」を「第7条から第11条まで、第14条」に改める。

第21条中「場合において」の右に「、第9条の2中「指定管理者」とあるのは「市長」と」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは、第7条から第9条までの規定にかかわらず、使用者（伊丹市昆陽里自転車駐車場の使用者を除く。）は、別表に定める一時利用料金の限度額または定期利用料金の限度額で市長が定める額を、使用料として市に納付しなければならない。

3 第10条および第11条の規定は、前項の場合について準用する。

別表中「一時駐車料」を「一時利用料金の限度額」に、「定期駐車料」を「定期利用料金の限度額」に改め、同表備考1中「一時駐車料」を「一時利用料金」に、「駐車料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「駐車料」を「利用料金」に、「規則に」を「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の伊丹市自転車駐車場条例の規定により発行された定期駐車券若しくは回数駐車券又は使用者識別カード若しくは使用者識別札は、この条例による改正後の伊丹市自転車駐車場条例

の規定により発行された定期駐車券若しくは回数駐車券又は使用者識別カード若しくは使用者識別札とみなす。

- 3 施行日前から施行日以後にわたり駐車する場合の施行日前の期間及び施行日の午前0時から自転車等の出庫が開始される時間まで又は第18条の規定に基づき自転車等を移動する時間までの使用に係る駐車料については、この条例による改正後の伊丹市自転車駐車場条例第7条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。